

交通反則通告制度(青切符)の導入後の流れ

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反(反則行為)に対して、交通反則通告制度(いわゆる青切符)による違反処理(反則金が科せられる)が行われます。

交通反則通告制度(青切符)とは…

比較的軽い交通違反(反則行為)について、一定の期間内に反則金を納めれば、刑事手続(裁判など)に移行することなく、事件が終結される(「前科」がつかない)制度です。



自転車による違反行為 ※原則は指導警告

- 交通事故につながる危険な運転行為を行った場合
- 警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合

～交通違反として検挙された後の流れ～

手続が変更!!



導入前

導入後(令和8年4月1日以降)

全ての違反行為

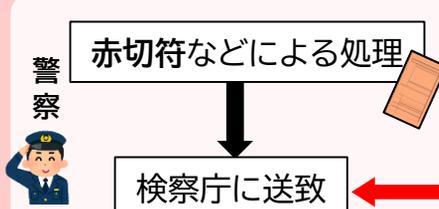
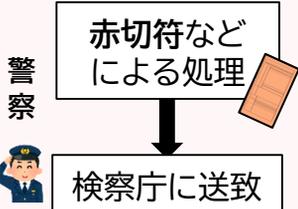
反則行為とならない違反行為
(酒気帯び運転等)

反則行為となる違反行為
(信号無視、一時不停止等)

刑事手続

刑事手続

交通反則通告制度



※ 反則行為であっても、刑事手続となる場合があります

- ・ 16歳未満である場合
- ・ 交通事故を起こした場合 等

※ 反則金を納付しない場合には、刑事手続に移行します。